

日本工業大学における国の競争的資金による間接経費の取扱方針

(目的)

1. この方針は、「競争的資金の間接経費執行に係る共通方針」（平成13年4月20日制定、競争的資金に関する関係府省庁連絡会申し合せ、平成26年5月29日改正）の趣旨に基づき、日本工業大学（以下「本学」という。）における間接経費の執行に関する方針を定め、当該経費の効果的かつ効率的な活用および円滑な運用に資することを目的とする。

(運用)

2. 学長は、間接経費の円滑な執行及び運用状況の把握に努めるものとする。
3. 学長は、間接経費を効果的かつ効率的に執行するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(使途)

4. 間接経費は、本学の研究機能の向上及び外部資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善に活用するものとする。

(報告)

5. 学長は、毎年度の間接経費の執行状況について、当該間接経費を配分した機関の定めに基づき、適切に報告を行うものとする。

(その他)

6. この方針に定めるもののほか、間接経費の執行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この方針は、平成28年11月1日から実施する。